

# 島本町議会基本条例 (解説付)

令和3年3月  
島本町議会



## 前文

地方議会は、地方分権の時代にあつて、二元代表制の下、首長及び執行機関と緊張ある関係を保ち、その政策決定並びに事務執行について、監視機能及び立法機能を十分に発揮し真の地方自治の実現を目指すものである。

島本町議会（以下「議会」という。）は、住民の直接選挙によって選ばれた議員で構成され、住民の代表機関であるとともに住民の意思を代弁する合議制機関・意思決定機関であり、地方議会の役割と責務を全うし、島本町の民主主義の発展と住民の福祉の向上のために活動するものである。

議会は、日本国憲法及び地方自治法（昭和22年法律第67号）を遵守し、公正性・透明性を確保することにより、住民に開かれた議会、住民と共に歩む議会を目指して活動し、住民が安心して生活できる豊かなまちづくりに寄与するため、島本町議会基本条例を制定する。

### 【解説】

前文では、地方議会の役割や島本町議会として島本町の民主主義の発展と住民の福祉の向上のために活動する決意を述べるとともに、住民に開かれた議会、住民と共に歩む議会を目指して活動することにより、住民が安心して生活できる豊かなまちづくりに寄与するため、島本町議会基本条例を制定すると明記しています。

### （目的）

第1条 この条例は、日本国憲法に定める地方自治の本旨に基づき、議会に関する基本的事項を定め、議会及び島本町議会議員（以下「議員」という。）がその担うべき役割を果たすことにより、住民の信託に応え、もって住民福祉及び持続可能で豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

### 【解説】

前文で示したこの条例の制定趣旨と議会の決意を踏まえて、この条例の制定の目的を明らかにしたものです。

ここでいう「地方自治の本旨」とは、国から独立した地方公共団体が自らの意思と責任によって行われるという「団体自治」と、住民の意思と責任に基づいて行われるという「住民自治」の2つの要素があります。これらに基づいて本町議会に関する基本的事項を定めることによって、その担うべき役割を明確化し、住民福祉及び持続可能で豊かなまちづくりに寄与することを目的とするものです。

(最高規範性)

第2条 議会は、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定改廃するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

【解説】

第1項ではこの条例が島本町議会における最高規範であることを示しています。

この条例は、形式的には他の条例との間に法的効力の優越はありませんが、制定目的や内容が議会活動の根本をなすものであり、実質的に議会に関する他の条例や規則などの中で最上位に位置する最高規範としての性質を有するものです。そのため、議会に関する他の条例、規則、各種取り決めや解釈、運用などの制定や改正、廃止にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならないとしています。

第2項では一般選挙を経た任期開始後速やかに、議員に対してこの条例に関する研修を行わなければならないことを示しています。

この条例は議会の根本原則であることから、議員としてまた議会という組織の一員として活動するために、改選後速やかに本条例の理念を学ぶことが必要であるものです。

(議会の活動原則)

第3条 議会は、町長と同じく選挙で選ばれた住民の代表機関として二元代表の一翼を担い、次に掲げる原則に基づき、活動するものとする。

- (1) 住民の多様な意見を把握し、町政への反映に努めること。
- (2) 町政に係る調査研究等を通じて、町のあるべき姿への政策立案及び提言等を行うこと。
- (3) 町の意味決定機関であり、住民に対し開かれた議会とすべく、議会活動に関する情報を公開し、説明に努めること。
- (4) 町政の公平性、透明性及び信頼性を確保するため、町長その他の執行機関による事務の執行について監視し、評価すること。
- (5) 不断の議会改革に努め、議会機能の向上を図ること。

【解説】

議会は、町長とともに住民を代表し、独立・対等の立場で緊張関係を保ち、互いに抑制、均衡しながら自治体運営を行うものであるという二元代表制の一翼を担うものであることを述べた後、議会が遵守すべき活動原則を挙げています。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、議会の構成員として、諸課題を個別的な事案の解決にとどめず、全町的な視点で住民の多様な意見の把握に努め、住民の福祉及び町政の向上を目指して活動するものとする。

【解説】

議員は、住民の直接選挙によって選ばれ、住民全体の代表者として議会を構成するものです。そのため、その活動においては個別的な視点のほか、全町的な視点で住民の多様な意見を把握し、住民福祉の向上、町政全体の向上を目指すことが求められます。

(政治倫理)

第5条 議員は、住民の代表であることを常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって住民の疑惑を招くことのないよう、政治倫理の確立と自己の研さんに努めるものとする。

【解説】

議員は、住民の直接選挙によって選ばれた住民全体の代表者です。そのため、議員の行動には相当の影響力が発生します。議員はそのことを自覚し、住民の疑惑を招くことがないよう、政治倫理を確立し、常に研さんを積み続けなければなりません。

(会派)

第6条 議員は、次に掲げる議会活動の相互支援、議会の効率的な運営を目的とし、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派(以下「会派」という。)を結成することができる。

- (1) 会派間で必要に応じて合意形成を図り、議会の円滑かつ効率的な運営に努めること。
- (2) 政策の立案及び提言並びに議案等の審議のために調査研究を行うこと。
- (3) 議員の活動を支援すること。

【解説】

会派とは、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成するもので、その役割は(1)から(3)に記載の通りです。

島本町議会では会派制をとっており、会派は2名以上を一会派とみなすことにしています。(議会運営に関する申し合わせ事項第1章第2節)

(委員会活動)

第7条 委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）は、社会経済情勢の変化による新たな行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、専門性と特性を活かし、適切な運営に努めるとともに、その機能を十分発揮し、住民に分かりやすい議論を行うよう努める。

【解説】

委員会は少人数で構成され、限られた案件を専門的に取り扱います。委員会には、こういった専門性や特性を活かして適切な運営に努めることにより、社会経済情勢の変化による新たな行政課題等に迅速かつ的確に対応することが求められます。また、委員会は調査研究を行うなど、その機能を十分に発揮してわかりやすい議論に努めることが求められます。

※委員会について

地方自治法第109条において、「議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる」とされています。各委員会の役割は次の通りです。

- ・ 常任委員会  
その部門に属する事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。
- ・ 議会運営委員会  
議会運営に関する事項、議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項を調査し、議案、請願等を審査する。
- ・ 特別委員会  
議会の議決により付議された事件を審査する

(会議の公開)

第8条 議会は、住民に開かれた議会運営に資するため、本会議、委員会の公開を原則とする。

【解説】

本会議や委員会は、活動の透明性を高め、活発な議論を推進し、住民に開かれたものとするため、秘密会とする場合などを除いて原則として公開します。なお、地方自治法や島本町議会委員会条例においても秘密会とする場合などを除いて公開するものとされています。

(広報、広聴)

第9条 議会は、議会独自の視点から町政に係る重要な情報等の周知に努めるとともに、住民が議会と町政により一層関心を持つよう、多様な手段を活用し、広報と広聴に努めるものとする。

【解説】

議会は町長をはじめとした執行機関を批判、監視する役割を持っていることから、執行機関とは異なる視点で町政に関わっています。なお、この批判と監視は、非難でもなければ批評や論評でもなく、あくまでも住民全体の立場に立ってなされる文字通り正しい意味での批判であり、また、住民の立場に立っての監視であるべきものです。議会はその独自の視点で得た重要な情報を議会だよりなどで周知に努めるとともに、住民のみなさんに議会と町政により一層の関心を持ってもらえるよう、多様な手段を用いて広報や広聴に努めることとしています。

(質疑又は質問)

第10条 議員は、本会議及び委員会において、質疑又は質問（以下「質疑等」という。）は、その論点及び争点を明確にして行うものとする。

【解説】

質疑（議題となった事件について疑義をただすもの）や質問（町の行財政全般にわたって執行機関に疑問点をただし、所信の表明を求めるもの）は、議員が議会において行う発言の主たるものであり、質疑等の相手方はもちろん、住民にとってもわかりやすい議論となるよう努める必要があります。そのため、本条においては、「質疑等は、その論点及び争点を明確にして行うものとする。」と定めています。

(確認の機会の付与)

第11条 町長等（補助機関たる職員を含む。）は、議員の本会議及び委員会における質疑等に対し、議長又は委員長の許可を得て、その趣旨及び論点を確認することができる。

【解説】

町長等の答弁を行う者は、議員からの質問などに対して、的確な答弁が行えるように、その質疑等の趣旨を、議長又は委員長の許可を得て、質問者に確認することができることとしています。

(事務局体制)

第12条 議長は、議会及び議員の政策形成能力及び立案機能等の向上に資するため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

【解説】

地方自治法第138条第2項において議会及び議員を補助する組織として置かれる議会事務局について、議長は、議会や議員の政策形成能力、立案機能等の向上に資することを目的として、議会事務局が持つ庶務、議事、調査の機能を強化するとともに、人員確保など組織体制の整備に努めることとするものです。

(議会図書室)

第13条 議会は、議員の政策形成能力及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。

【解説】

地方自治法第100条第19項において設置しなければならないとされている議会図書室について、議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図ることを目的として、議会図書室が充実するよう努めることとするものです。

(予算の確保)

第14条 議会は、議事機関としての機能確保、円滑な議会運営の実現その他この条例の目的を達成するために必要な予算の確保に努めるものとする。

【解説】

予算を編成する権限は町長のみ専属し、議会には与えられていません。そのため、必要な予算は、町長に予算として組み入れるよう要求する必要があります。

ここでは、議事機関としての権能確保や円滑な議会運営の実現などこの条例の目的を達成するために必要な予算を確保するよう、議会として努力することを記載しています。

(議員定数)

第15条 議員の定数は、島本町議会議員の定数を定める条例（平成14年島本町条例第23号）に定めるところによる。

2 前項に規定する条例の改正に当たっては、行財政改革の視点だけで行われるものでなく、町政及び議会の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮した議論を行うこととする。

【解説】

議員の定数は、島本町議会議員の定数を定める条例によって、本条例の施行日である令和3年4月1日現在、14人と定められています。

議員の定数は、経費削減の観点などから減らすべきであるという意見もありますが、一方で行政を監視することや住民全体の意思の反映など、その機能を低下させないようにする必要もあります。

こういったことから、第2項では、定数を定める条例の改正にあたっては、行財政改革の視点だけで行われるものでなく、町政及び議会の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮した議論を行うことと定めているものです。

(議員報酬)

第16条 議員の報酬は、島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和35年島本町条例第93号）に、定めるところによる。

2 前項に規定する条例の改正に当たっては、議会、委員会又は議員が提案する場合は、行財政改革の視点だけでなく、社会情勢の変化や町政における議員の活動、役割及び責務を十分に考慮するものとする。

【解説】

議員の報酬は、島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例によって定められています。

前条における解説と同様に、報酬についても、行財政改革の視点だけでなく、社会情勢の変化や町政における議員の活動・役割・責務を十分に考慮して議論することが定められているものです。

(条例の見直し)

第17条 議会は、必要があると認めるときは、この条例の施行の状況について、議会運営委員会等で検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**【解説】**

本条例は永久不変のものではなく、社会情勢の変化や議会における議論の進展などにより見直すことがあり得ます。その場合は、議会運営委員会などにおいて検討し、その結果に基づいて改正などの必要な措置を講ずることを定めています。

なお、本解説についても見直すことがあり得ますが、その際はこの条例の見直しと同様に、議会運営委員会などにおいて検討し、その結果に基づいて改正などの必要な措置を講ずることとします。